専門職大学院に係る、専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行なう者その他の関係者との協力の状況

本学は専門職大学院として臨床心理学研究科専門職学位課程を設置しています。

帝京平成大学専門職大学院教育課程連携協議会の設置

臨床心理学研究科を運営するにあたり、心理臨床に関連する専門性を有する学外者から教育課程の編成・実施や教員の資質向上に資する意見等を得るため、「帝京平成大学専門職大学院教育課程連携協議会」（以下「連携協議会」）を置いています。

連携協議会は、研究科長及び学長が指名した研究科教員よる学内者の他に、以下の学外者を委員として構成されています。

- 心理臨床に係る職業に就いている者または広範囲の地域において心理臨床に関連する事業を行う団体の関係者で、心理臨床の実務に関し豊富な経験を有する者
- 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- 本学の教員その他の職員以外の者で、学長が必要と認める者

2026年度は研究科長及び研究科の教授 1 名の学内者 2 名と精神科の医師 1 名、豊島区の行政担当者 1 名、保健福祉施設として老人介護施設の施設長 1 名の学外者 3 名による合計 5 名が委員となり、学外者の立場からの指摘・提言をいただくとともに、臨床心理専門職を養成する立場から説明をして、相互の意見交換の中から提言をいただき、研究科運営への反映に努めています。

帝京平成大学専門職大学院教育課程連携協議会の活動

連携協議会は年 1 回の定例開催のほか、研究科長の招集による随時での開催が定められています。2026年度の開催実績は以下のとおりでした。

開　　催　　2026年 9月 4日（金）16時
出　　席　　委員5名全員が出席
※　Zoom によるオンライン会議として実施

審議事項（１）2025年度帝京平成大学専門職大学院認証評価報告書の概要説明・意見聴取
（２）本学臨床心理学研究科　2026年度の方針について・意見聴取
（３）本学臨床心理学研究科　実習先の状況
（４）本臨床心理学研究科の取組みに関する意見交換

臨床心理学研究科では、連携協議会の運営を通じて、心理臨床に係る専門性を有する学外者および心理臨床に係る公共団体・事業者のご協力をいただきながら、臨床心理分野での高度専門職業人の養成という研究科の目的達成に向けて努めてまいります。